国の重点支援地方交付金活用事業

令和7年度補正予算
長野県エネルギーコスト削減助成金
【中小企業者向け】

募集要領

募集期間

令和8年 **3** 月 **16** 日(月)～ **9** 月 **30** 日(水)

長野県産業労働部　経営・創業支援課　中小企業支援係

目　次

１　事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）　事業目的
（２）　実施主体と財源
（３）　助成金の概要

２　助成金の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（１）　助成対象者
（２）　申請要件
（３）　助成対象設備・助成率・上限額等

３　事業のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（１）　募集期間及び交付決定までの期間
（２）　交付決定から実績報告までの期間（助成事業実施期間）
（３）　実績報告から助成金支払までの期間

４　助成金の交付申請及び交付決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

（１）　助成金の交付申請
（２）　交付決定

５　実績報告の方法及び助成金額の確定・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

（１）　助成事業完了後の実績報告
（２）　現地調査の実施
（３）　助成金額の確定

６　助成金に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

（１）　虚偽の申請・不正行為に関する留意事項
（２）　交付決定後における留意事項
（３）　助成事業完了後における留意事項

７　お問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

（要領様式第１号）更新前設備処理誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・24

1　事業内容

（1）事業目的

令和４年度から令和６年度までのエネルギーコスト削減促進事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や原油・原材料価格の高騰等により利益を圧迫された県内中小企業者等の省エネ設備への更新や再エネ設備などを新設する取組を後押しすることで、収益構造を改善していただくことを目的に実施してきましたが、現在も原油・原材料価格の高騰等による収益の圧迫は続いています。

一方、2021 年度から 2030 年度までを計画期間とする長野県ゼロカーボン戦略においては、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2010 年度比で６割削減する目標を掲げており、中小企業者等にも、ゼロカーボン達成に向けた取組を推進することが求められています。

今回実施する令和７年度補正予算事業では、これまでにエネルギーコスト削減促進事業を活用したことのない者への支援を引き続き行うとともに、これまでにエネルギーコスト削減に取り組んでこられた県内に事業所を有する中小企業者等※1が、事業所全体のエネルギー使用量の現状を把握した上で、より高効率な環境対応設備へ投資し、さらなるエネルギーコスト削減につなげることで、温室効果ガス排出量の削減に貢献し、同時に収益構造を改善していただくことを目的としています。

※1　中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第２条第１項第１号から第３号で規定する会社及び個人のほか、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第３条第１項で規定する中小企業団体のうち第６号を除く者等（主たる業種が農林漁業、教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業（旅館業の営業許可を有し、宿坊等において対象設備を更新・新設する場合を除く）等を除く）。詳細は長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付要綱を参照

（2）実施主体と財源

令和４年度から令和６年度までのエネルギーコスト削減促進事業では、（一社）長野県経営者協会、（一社）長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、長野県中小企業団体中央会を構成団体とする長野県 GX 推進事務局が主体となって「中小企業エネルギーコスト削減助成金」を県内中小企業者等に交付するにあたり、県が国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として補助することにより実施しました。

今回実施する令和７年度補正予算事業では、引き続き国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源としつつ、広報や相談対応、交付申請の受付などについて、民間事業者（プロポーザル方式にてアデコ株式会社を選定）へ委託し、県が「エネルギーコスト削減助成金（以下「助成金」といいます。）」を交付します。

（3）助成金の概要

県内に事業所を有する中小企業者等が行う従来設備から省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備等の新設に要する経費の一部を助成します。

【これまでの助成金との主な変更点】

◆助成対象者を「県内に本社所在地を有する中小企業者等」から「県内に事業所を有する中小企業者等」に変更し、県外に本社がある県内事業所（１事業所に限ります。）への設備投資も対象となります。

◆これまでの中小企業エネルギーコスト削減助成金の枠組みを「基本コース」として継続（助成率等一部の要件を変更しています）する一方で、特に、県環境部で推進する事業活動温暖化対策計画書制度に基づく計画書を提出し、かつ県産業労働部が推進する長野県 SDGｓ推進企業登録制度に基づく登録をする中小企業者等に対しては、対象経費となる設備を追加した上、助成率を優遇し、上限額を引き上げる「促進コース」を新たに設けています。これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金の交付を受けたことがない中小企業者等は、基本コースに申請することができます。すでに交付を受けたことがある中小企業等は、さらなるエネルギーコスト削減を目指してステップアップしていただくために、促進コースへの交付申請をご検討ください（基本コースに申請することはできません）。

	基本コース	促進コース
対象者	県内に事業所を有する中小企業者等	
申請要件	これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金を活用したことがないこと	・事業活動温暖化対策計画書を提出すること ・長野県 SDGs 推進企業の登録を行うこと
助成対象となる環境対応設備（設備区分）	・空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る）の更新 ・発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力 50kW 未満に限る）、エネルギー管理設備の新設	・空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ、エントランスドア※2に限る）の更新 ・発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力 50kW 未満に限る）、エネルギー管理設備、EV 用充電器、建物付属設備（風除室、エントランスドア、カーポートに限る）※2の新設
助成率等	1/2 以内（発電設備は出力 1kW あたり４万円以内）	3/4 以内（発電設備は出力 1kW あたり４万円以内）
上限額等	下限額 50 万円 上限額 500 万円	上限額 1,500 万円

※2 下線部は、新たに設けた促進コースにおいて追加する対象経費

２ 助成金の内容

（1）助成対象者

助成金交付の対象者は、県内に事業所を有する中小企業者等です。具体的には、次のアからエまでの要件を全て満たしている「①中小企業支援法に基づく会社及び個人」、又は「②中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（企業組合を除く）等」です。

ア　県内に事業所を有し、対象設備を更新・新設する建物等があること

- 県外に本社がある中小企業者でも、県内に事業所があれば申請が可能です。
- 県内に複数事業所がある場合でも、申請できる事業所は１箇所とします。

イ　次に該当する者でないこと

- 主たる業種が農林漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業（旅館業の営業許可を有し、宿坊等において対象設備を更新・新設する場合を除く）、である者
- 中小企業者等又はその役員が、長野県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、若しくは暴力団と密接な関係を有している者
- 中小企業者等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者

ウ　国税及び県税に未納が無いこと

- 本助成金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源としていることから、国税に未納がある場合は申請不可とします。
- 本助成金は、県が実施主体として交付しますので、県税が未納である場合は申請できません。

エ　国、県及びその他の補助金等の同一内容の支援を受ける事業でなく、令和７年度補正予算により県が交付する次の補助金に申請又は申請する予定がないこと

◆県が令和７年度補正予算により交付するエネルギーコスト削減促進補助金

- 私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金
- 保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金
- 児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金
- 社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金
- 山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金
- 農業エネルギーコスト削減促進事業補助金
- 林業エネルギーコスト削減促進事業補助金

① 助成対象となる中小企業支援法に基づく会社及び個人

◆中小企業支援法第２条第１項第１号から第３号で規定する中小企業者の定義

業種	資本金の額（又は出資の総額）	常時使用する従業員の数
製造業、その他（ゴム製品製造業を除く）	３億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業	３億円以下	900 人以下
卸売業	１億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	３億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

※資本金の額（又は出資の総額）、常時使用する従業員の数のいずれかを満たすことが必要

ただし、次のいずれかに該当する場合は、みなし大企業であるとして、助成対象者になれません。

ア　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している者
イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している者
ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている者
エ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している者
オ　アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

② 助成対象となる中小企業団体等

◆助成対象となる中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体

・事業協同組合　・事業協同小組合　・信用協同組合　・協同組合連合会
・協業組合　・商工組合　・商工組合連合会

◆助成対象となるその他の法律に基づく組合

・水産加工業組合及び水産加工業組合連合会
・酒類業組合、酒販組合、酒造組合連合会及び酒販組合連合会
・生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
・内航海運組合及び内航海運連合会
・商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
・認定職業訓練を実施する事業主等

（2）申請要件

従来設備から省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備等の新設を行うことでエネルギーコストを削減し、収益構造の改善を図る取組を助成対象事業とします。申請要件や対象設備、助成率、上限額等が異なる「基本コース」と「促進コース」の２つのコースがありますので、設備投資に必要な金額や申請要件等を勘案しながら、いずれかのコースを選択して申請してください。両方のコースを申請することはできません。

	基本コース	促進コース
申請要件	①これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金を活用したことがないこと	②事業活動温暖化対策計画書を提出すること ③長野県 SDGs 推進企業の登録を行うこと

「基本コース」に申請いただくためには①の申請要件を、「促進コース」に申請いただくためには②と③の申請要件を両方満たしていただく必要があります。

①【基本コース】これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金を活用したことがないこと

令和４年度から令和６年度までに中小企業エネルギーコスト削減助成金の交付を受けた中小企業者等は、本助成金の「基本コース」には申請できません。しかし、「促進コース」へ申請いただくことができますので、さらなるエネルギーコスト削減を目指して「促進コース」への交付申請をご検討ください。

②【促進コース】事業活動温暖化対策計画書を提出すること

長野県地球温暖化対策条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度※3に則り、事業活動温暖化対策計画書（以下「計画書」といいます。）の第５次計画期間（令和８年度～令和 10 年度）において、基準年度（令和７年度）と比較して温室効果ガス排出量の目標削減率を９％以上（年平均３％以上）とする計画書を作成して、制度に従って提出してください。助成金の交付申請時点では、計画書に替えて誓約書を提出していただき、助成金の実績報告書に、県に提出した事業活動温暖化対策計画書の写しを添付していただきます。

なお、事業活動温暖化対策計画書の作成や提出に当たっては、専用のヘルプデスクを設けて支援を行っています。詳細は、次の県ホームページをご参照ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html

※３　長野県地球温暖化対策条例において、県内全ての工場等におけるエネルギー使用量の合計が原油換算で 1,500kl/年以上である事業者、県内全ての工場等におけるその他ガスの排出量合計が 3,000t- CO_2 以上の事業者、200 台以上の県内ナンバーの自動車を使用する事業者のいずれかに該当する事業者に対し、温室効果ガス排出削減等の計画作成を義務付け、県内企業自ら排出量を「見える化」し、削減する取組を促す制度

〈〈ご注意〉〉　事業活動温暖化対策計画書制度では、計画書（第５次計画期間）を提出した事業者には、令和９年度から令和 11 年度までの毎年７月末日までに、当該制度のヘルプデスクへ事業活動温暖化対策実施状況等報告書を提出することが義務付けられています。この報告は、交付申請を取り下げるなどして助成金の交付を受けなかった場合でも、一度計画書を提出した事業者には報告していただく必要がありますのでご注意ください。

③【促進コース】長野県 SDGs 推進企業の登録を行うこと

長野県 SDGs 推進企業登録制度※4に則り、長野県 SDGs 推進企業の登録申請を行ってください。すでに登録済で、助成金の交付申請日が有効期間内（登録日から３年間）であれば、新規・更新申請していただく必要はありません。助成金の交付申請時点で未登録の場合は、登録証の写しに替えて誓約書を提出していただき、助成金の実績報告書に登録証の写しか登録申請書の写しを添付していただきます。交付申請時点で登録済の場合は、登録証の写しを添付していただきます。

なお、長野県 SDGs 推進企業登録制度の詳細や登録申請の方法などについては、次の県公式サイトをご参照ください。登録・更新には３か月程度かかる場合があります。

【長野県 SDGs 推進企業情報サイト】　https://nagano-sdgs.com/

※４　県内企業等の価値向上と競争力の強化などを図るため、SDGs と企業活動との関連について「気付き」を得るとともに、具体的なアクションを進める長野県独自の登録する制度。登録企業には、オリジナルの登録マークを提供し、県ホームページ等により公表することでアクションの推進を応援する。

（３）助成対象経費・助成率・上限額等

ア　助成対象経費

助成対象となる経費（以下「助成対象経費」といいます。）は、交付決定日以降（事前着手届を提出した場合は届出日以降）に発注や契約を行い、助成事業の期間内（令和９年１月８日まで）に納品、検収、支払まで完了した、次の表に掲げる環境対応設備（設備区分）のほか、更新・新設に要する工事費（設置に必要な設計費含む）及び処分費です。

	基本コース	促進コース
助成対象となる環境対応設備（設備区分）	・空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建	・空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及び

	物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る）の更新 ・発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備の新設	サッシ、エントランスドア※5に限る）の更新 ・発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備、EV用充電器、建物付属設備（風除室、エントランスドア、カーポートに限る）※5の新設

※５　下線部は、新たに設けた促進コースにおいて追加する対象経費

なお、次の費用については助成対象経費として含めることはできませんのでご注意ください。

・消費税及び地方消費税等の租税公課
・計測機器、リース料、土地の取得等の直接的でない設備等の取得に係る費用
・運搬費、保証料、安全対策費、・賃貸・管理等の直接関係のない工事・設計に要した費用
・自社内部で設置工事などの施工ができる場合の設置工事の費用
・交付申請書や実績報告書等の作成、提出に要する費用
・中古設備、振込手数料、一般管理費、その他県が不適当と認める経費

助成対象設備とする環境対応設備は、対象設備一覧表（別表）のとおり、原則、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号、以下「省エネ法」といいます。）に基づくトップランナー基準※6を満たす設備であることとします。トップランナー基準を満たしていることが明示された設備の他、国の予算事業である「省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧（一般社団法人環境共創イニシアチブホームページを参照）に登録されている設備に更新する場合については、トップランナー基準を満たしているとみなし、本助成金においても助成対象設備とします。なお、トップランナー基準が決められていない設備でも、対象設備一覧表（別表）において、設備種別ごとに定めた省エネ性能に関する基準を満たす（省エネ基準達成率 100%以上）場合には助成対象設備とします。

【『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧】https://sii.or.jp/setsubi06r/search/

※6　現在商品化されている製品のうち、消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して国が定めたエネルギー効率の目標となる消費基準。製造業者等に対しては、トップランナー制度に基づき、このトップランナー基準の達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めている。

また、発電設備（主に自家消費のために設置する太陽光パネル及び付属設備（自家消費割合が 50%を超えること）であって、出力１ｋW以上 50ｋW未満に限る。増設は助成対象外）、エネルギー管理設備、建物付属設備のうち風除室、カーポートについては新設のみ、エントランスドアは更新・新設どちらも、その他の環境対象設備については更新のみ助成対象とします。

【エネルギーコスト削減助成金事業計画書（様式第１号の２）の記載方法】

①【更新】『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧に登録されている設備の場合

		更新前の設備	更新後の設備
更新の場合	設備区分 設備種別	—	空調・換気設備 業務用エアコン
	設備名	—	省エネの達人プレミアム
	メーカー名 型番・型式等	—	○○社 RPC-GP112RGH6
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		☑登録有　□登録無
	省エネ法消費効率等目標基準値		—
	設備の性能・消費効率等の値	—	—
	基準達成率(%)		—
	数量	—	２台

省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧（一般社団法人環境共創イニシアチブホームページを参照）に登録されている設備に更新する場合については、トップランナー基準を満たしているとみなし、省エネ基準 100%以上であることを示す項目（「省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基準）」「設備の性能・消費効率等の値」「基準達成率」）の記載は不要です。また、更新前の設備に関する記載も不要です。

②【更新】『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧にないトップランナー基準を満たす設備の場合

		更新前の設備	更新後の設備
更新の場合	設備区分 設備種別	—	冷蔵・冷凍設備 業務用冷蔵・冷凍庫
	設備名	—	冷蔵コールドテーブル
	メーカー名 型番・型式等	—	○○社 LPC-GP12RM
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		□登録有　☑登録無
	省エネ法消費効率等目標基準値		521kWh/年
	設備の性能・消費効率等の値	—	270kWh/年
	基準達成率(%)		193%
	数量	—	２台

『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧に登録されてない設備に更新する場合については、省エネ法に基づくトップランナー基準を満たすこと（省エネ基準達成率100%以上であること）を「省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基準)」「設備の性能・消費効率等の値」「基準達成率」に記載して示してください。最新の省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基準）については、次の資源エネルギー庁の省エネポータルサイトを参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/

上の例の場合、業務用冷蔵・冷凍庫の消費効率目標基準値が521kWhであるのに対し、更新後の設備の消費効率が 270kWh/年であるので、基準達成率は（521/270）×100≒193%となります。更新後の設備はトップランナー基準を満たすので、更新前の設備に関する記載は不要です。

③【更新】トップランナー基準が決められていない設備の場合

		更新前の設備	更新後の設備
更新の場合	設備区分 設備種別	建物付属設備 窓ガラス及びサッシ	建物付属設備 断熱ガラス及びサッシ
	設備名	木製サッシ・シングルガラス	断熱サッシ・二重ガラス
	メーカー名 型番・型式等	不明 不明	○○社 Low-E 複層ガラス仕様
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		□登録有 ☑登録無
	省エネ法消費効率 等目標基準値		無し
	設備の性能・消費効率等の値	熱貫流率 6.51kcal/㎡h℃	熱貫流率 2.33kcal/㎡h℃
	基準達成率(%)		—
	数量	20枚	20枚

省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基準）が決められていない設備の場合、更新前の設備との設備の性能・消費効率等の値を比較することにより、更新前の設備より性能又は消費効率が優れていることを示してください。上の例の場合、窓ガラスの熱貫流率が低い更新後の設備方が、断熱性能が高いといえます。

④【新設】発電設備（太陽光パネル）の場合

新設の場合	設備区分 設備種別	発電設備 太陽光パネル及び付属設備	建物付属設備 カーポート
	設備名	SUNTECH STP545S	ネスカF2台用
	メーカー名 型番・型式等	○○社 SUN2000-20KTL-M3	○○社 54-50型
	太陽電池出力/ パワコン出力※4	（太陽電池）78.48kW （パワコン）40kW	—
	出力※4	40kW ※上記のうち低い方を記載	—
	売電の有無/割合 売電先等※4	売電有 20% 中部電力パワーグリッド	—

太陽電池の出力とパワーコンディショナーの出力の両方を記載してください。そのうち低い出力の方が設備全体の出力となります。自家消費割合が 50%を超えることを要件としていますので、売電の割合は、50%以上とならないようにしてください。

なお、太陽光パネル付きカーポートのように、太陽光パネルが付帯設備となっている場合については、太陽光パネルとカーポートの助成率が異なるため、見積書において太陽光パネルとカーポートの価格を分けて記載できる場合に限り、どちらも助成対象経費とすることができます。

《ご注意》　本助成金により設備の更新をする場合、更新前の設備については、原則撤去し、産業廃棄物として処理することが求められます。そのため、交付申請時には、処理を行う更新前設備の概要を明記した更新前設備処理誓約書（要領様式第１号）を添付してください。また、実績報告時には産業廃棄物管理票（マニフェスト）又は家電リサイクル券、フロンガス回収証明書等の添付が必要となります。助成事業者の責によらず、処分業者の都合によりマニフェストが発行されない場合には、処分事業者による証明書（様式任意）を添付してください。更新前の設備が処理されたことが認められないときには、交付決定を取り消すことがあります。

イ　助成率・上限額等

	基本コース	促進コース
助成率等	1/2 以内（発電設備は出力 1kW あたり４万円以内）	3/4 以内（発電設備は出力 1kW あたり４万円以内）
上限額等	下限額 50 万円 上限額 500 万円	上限額 1,500 万円

複数の環境対応設備の更新・新設について交付申請することができます。ただし上限額を超える部分の経費については自己負担となります。

３ 事業のスケジュール

（1）交付申請から交付決定までの期間

ア　募集期間

令和８年３月 16 日（月）から令和８年９月 30 日（水）まで

ただし、交付申請額の合計が予算額に達し次第、募集期間内であっても、基本コースと促進コース同時に募集を締め切ります。

イ　交付申請から交付決定まで

交付申請から交付決定までの期間は、概ね２週間程度を想定していますが、募集開始直後など申請が集中したときには、さらに時間を要する場合があります。

原則、交付決定日前に発注や契約等を行った設備等は助成対象とすることができません。交付申請時に事前着手届を行った場合には、その日から発注や契約を行うことができますが、その場合でも交付決定とならなかったときには、助成対象となりませんのでご注意ください。

（2）交付決定から実績報告までの期間（助成事業実施期間）

交付決定となりましたら、助成対象となる設備等の発注や契約を行うことができます。設置工事、更新の場合は既存設備の処分を行い、支払まで全て完了しましたら速やかに実績報告を行ってください。

助成事業の実施期限は、令和９年１月８日（金）までとなります。この期限までに支払まで完了しなかった経費は、助成対象となりませんのでご注意ください。

（3）実績報告から助成金支払までの期間

実績報告後、設置された設備の確認のため、日時調整の上、長野県中小企業 GX 推進事務局（委託先：アデコ株式会社、以下「事務局」といいます。）による現地調査を行います。実績報告から助成金額の確定までは、不備等が無ければ概ね２週間程度、助成金の請求から支払まで概ね１週間程度を想定しています。

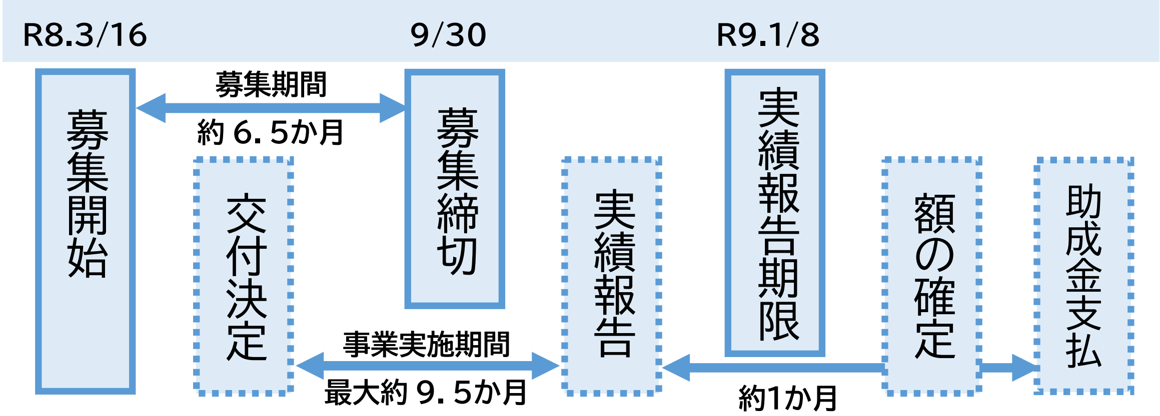

４　助成金の交付申請方法及び交付決定

（１）助成金の交付申請

募集開始以降、助成金交付申請書に関係書類を添付して、交付申請を行ってください。

ア　交付申請書類

「長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付要綱（以下「要綱」といいます。）」にある、長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付申請書（様式第１号）と、次の添付書類を提出してください。

交付申請書（様式第１号）に記載する交付申請額は、予算収支内訳書（様式第１号の３）の助成対象経費（税抜）に助成率を乗じて得た額（千円未満切捨）又は助成上限額のいずれか少ない方を記載してください。また、取組概要（30 字まで）、事業者名、所在地、主たる業種はホームページで公表しますので、それを前提に記載してください。

添付書類	提出形式	留意事項
エネルギーコスト削減助成金事業計画書（様式第１号の２）	Word	・P10～11【エネルギーコスト削減助成金事業計画書の記載方法】を参照
予算収支内訳書（様式第１号の３）	Word	・助成対象経費は消費税抜の金額（ただし、助成事業に要する経費は消費税込の金額）とすること ・収入の部の金額の合計と支出の部の助成事業に要する経費の合計を一致させること
助成要件確認書兼誓約書（様式第１号の４）	Word	・押印不要
助成対象経費にかかる見積書の写し	PDF	・交付申請日の３か月以内に発行されたもの ・単価 50 万円（税抜）以上の経費については、２社以上から見積りをとり、安価な発注先（委託先）を選択すること ・発注する内容の性質上、見積りをとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を代わりに提出すること

導入しようとする設備の仕様・性能がわかる書類（カタログ等）の写し	PDF	・原則、申請時点において省エネ法に基づくトップランナー基準を満たす製品であること
更新の場合は、更新前の既存設備の仕様・性能がわかる書類（カタログ等）の写し	PDF	・省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧に登録されている設備に更新する場合は不要 ・カタログ等がない場合は、仕様・性能を記した書類を作成してください（任意様式）
法人においては履歴事項全部証明書の写し、個人においては住民票の写し	PDF	・交付申請日の３か月以内に発行されたもの ・個人の住民票の場合、マイナンバーは不要なため記載のないものか黒塗りにすること
国及び県の納税証明書の写し	PDF	・交付申請日の３か月以内に発行されたもの ・国税については、未納の税額がないことの証明をする「納税証明書（その３）」を取得して写しを提出してください
知事が必要と認める書類	Word	・更新の場合は、更新前設備処理誓約書（要領様式第１号）を添付すること

なお、交付申請時に長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）事前着手届出書（様式第２号）を提出した場合には、その日から発注や契約を行うことができますので、必要に応じてご提出ください。ただし、その場合でも交付決定とならなかったときには、助成対象となりませんのでご注意ください。

イ　交付申請期限及び申請方法並びに申請先

募集期間内に、長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付申請書及びその他の添付書類の電子データを指定の形式で一式、次の【申請先及び連絡先】にある助成金専用 Web サイトの申込フォームへアップロードください（電子メールでの送付、紙媒体でのご持参や郵送は不要です）。交付申請後、３日以内を目安に申請受理の連絡を事務局から行います。連絡がない場合は、事務局へ電子メール又は電話にてお問い合わせください。

【申請先及び連絡先】

長野県中小企業 GX 推進事務局（業務委託先：アデコ㈱）

専用 Web サイト　：　https://nagano-enecos.com/

電子メール　：　ADE.JP.nagano-gx@jp.adecco.com

電話（直通）　：　050-5538-4051

（2）交付決定

交付申請書及びその他の添付書類の内容確認や不備等があった場合には、事務局又は県から交付申請書（様式第１号）の「担当者連絡先」へご連絡させていただき、修正や不足書類の提出依頼等のやり取りをさせていただく場合があります。

全ての交付申請の要件を満たしている場合には、交付決定を県で行い、文書で通知します。交付決定日以降助成助対象となる経費の発注や契約を行っていただいて構いません。

なお、助成金の交付決定に当たっては、助成事業者名、所在地、主たる業種、取組概要等を公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

5 実績報告の方法及び助成金額の確定

（１）助成事業完了後の実績報告

支払いまで全ての助成事業が完了しましたら、速やかに実績報告を行ってください。実績報告期限（令和９年１月８日（金））間際になりますと、現地調査の集中が予想され、助成金の請求・支払が遅れる場合があります。

ア 実績報告書類

長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）実績報告書（様式第６号）に次の関係書類を添付して提出してください。

実績報告書（様式第６号）に記載する助成金実績額は、実績収支内訳書（様式第６号の３）の助成対象経費（税抜）に助成率を乗じて得た額（千円未満切捨）又は助成上限額のいずれか少ない方を記載してください。

添付書類	提出形式	留意事項
エネルギーコスト削減助成金実績内容説明書（様式第６号の２）	Word	・P10～11【エネルギーコスト削減助成金事業計画書の記載方法】に準じて記載すること
実績収支内訳書（様式第６号の３）	Word	・助成対象経費は消費税抜の金額（ただし、助成事業に要する経費は消費税込の金額）とすること ・収入の部の金額の合計と支出の部の助成事業に要する経費の合計を一致させること
取得財産等管理台帳（様式第６号の４）	Word	・助成金により取得した単価 50 万円（税抜）以上の設備等の財産は、取得財産等管理台帳を作成して管理すること
助成対象経費証票類（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払を証する書類（通帳等））の写し	PDF	・対象設備ごとに時系列に整理すること ・通帳の写しを添付する場合には、助成対象経費の支払と関係のない部分を黒塗りにすること
更新前設備の産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の適正に処理されたことを証明する書類	PDF	・その他、家電リサイクル券、フロンガス回収証明書等、更新の場合のみ提出すること ・助成事業者の責によらず、処分業者の都合によりマニフェストが発行されない場合

の写し、又はそれに代わる書類等		には、処分事業者による証明書（様式任意）に代えることができる
県に提出した事業活動温暖化対策計画書（第５次計画期間）の写し	Excel	・ヘルプデスクへ提出されたそのままのデータのコピーを添付すること
長野県 SDGs 推進企業登録制度登録証の写し、又は長野県 SDGs 推薦企業登録申請書（実施要領様式第１号）の写し	PDF	・登録済みの場合は登録証の写し、申請済で未登録の場合は申請書の写しを添付すること
知事が必要と認める書類	PDF	・10kW 以上の太陽光発電を導入した場合は、使用前自己確認結果届出書の提出が義務付けられているので、届出書（受付印があるもの）の写しを添付すること

イ　実績報告期限及び報告方法並びに報告先

支払いまで全ての助成事業が完了した日か、令和９年１月８日（金）のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）実績報告書及びその他の添付書類の電子データを指定の形式で一式、次の【報告先及び連絡先】にある助成金専用 Web サイトの申込フォームへアップロードください（電子メールでの送付、紙媒体でのご持参や郵送は不要です）。

【報告先及び連絡先】
長野県中小企業 GX 推進事務局（業務委託先：アデコ㈱）
専用 Web サイト　：　https://nagano-enecos.com/
電子メール　：　ADE.JP.nagano-gx@jp.adecco.com
電話（直通）　：　050-5538-4051

（２）現地調査の実施

助成事業完了後、助成事業者からの実績報告書に基づき、事務局が日時調整の上、現地調査を行いますのでご協力をお願いします。助成対象設備や帳票類の確認ができない場合は、助成対象外となります。

（３）助成金額の確定

実績報告と現地調査の結果を受け、助成金交付の要件を全て満たしたことが確認できた場合には、県が助成金額を確定します。助成金額は交付決定額の範囲内で、助成対象経費のうち実際に支出したことが確認できる費用の合計に助成率を

乗じて得た額（千円未満切捨）となります。助成金額の確定は文書で通知します。助成金額確定の通知を受けましたら、速やかに長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）請求書（様式第７号）を実績報告と同じ報告先に提出し、助成金の支払を受けてください。

6 助成金に関する留意事項

本助成金は、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第９号）（以下「規則」といいます。）及び要綱に基づき交付するものです。

交付決定され助成事業者になりますと、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律や規則、要綱等に基づくいくつかの制約が求められ、また様々なご対応が必要になります。助成事業者になった際のことを想定し、規則や要綱をよくお読みいただき、以下の事項に十分ご留意された上で、交付申請を行ってください。

（1）虚偽の申請・不正行為に関する留意事項

本助成金の交付申請書類を始めとする全ての提出書類において、その内容に事実と異なる記述が認められたとき、また不正行為が行われたことが認められたときには、助成金の交付決定の取消を行うとともに、支払済の場合には取消対象となった助成金額の返還を求めます。助成金に関する不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 29 条から第 33 条において、刑事罰等を科す旨が規定されていますのでご留意ください。また、助成金の返還となった場合には、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第９号）第 17 条の規定により加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

本助成金は、助成事業者自らが自社の経営を見つめ直し、省エネによるコスト削減を図り収益構造の改善を図っていただくことを目的に交付するものです。外部のアドバイスを受けること自体に問題はありませんが、上記の趣旨に沿わない申請は交付の対象となりませんのでご注意ください。また、これまでの助成金において、高額なアドバイス料を請求される事案も発生しておりますのでご注意ください。市場価格と比較して相当に乖離した見積り金額であると判断した場合には、事務局や県からお問合せすることがありますので併せてご留意ください。

（2）交付決定後における留意事項

ア　助成事業内容の変更

交付決定後、助成事業者の都合により、助成金事業計画の内容の変更又は予算収支内訳書における助成対象経費の総額や配分を変更する必要があるときは、あらかじめ長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）事業計画変更承認申請書（要綱様式第４号）により申請して承認を受けなければなりません。承認を受ける前に発注又は契約した経費は、助成対象となりません。変更承認が必要な場合の要件については、要綱第 10 条第１項の規定をご確認ください。

イ　経費の支払方法

支払の証拠を残すため、原則、経費は銀行振込で支払ってください。なお、振込手数料及び送金手数料は助成金の対象外となります。分割払い、クレジットカ

ード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが助成事業期間内に完了していれば助成対象です。ただし、代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払を行った場合は、立替払いとして、帳簿等でその個人への支払の確認が出来ない場合には助成対象外とします。

また、小切手や手形、現金での支払については助成金の対象外とします。

ウ　取得財産の管理

助成金により取得した単価 50 万円（税抜）以上の設備等の財産は、取得財産等管理台帳を作成して管理してください。

また、固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が県内となるようにしてください。

エ　助成事業の中止又は廃止

交付決定後に、都合により助成事業を中止又は廃止しようとするときは、長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を提出し、承認を得てください。

（3）助成事業完了後における留意事項

ア　事業活動温暖化対策実施状況等報告書の提出（促進コースのみ）

促進コースの助成事業者は、事業活動温暖化対策計画書制度に基づき、令和９年度から令和 11 年度までの３年間、毎年７月末日までに、当該制度のヘルプデスクへ事業活動温暖化対策実施状況等報告書を提出してください。この報告は、交付申請を取り下げるなどして助成金の交付を受けなかった場合でも、一度計画書を提出した事業者には報告していただく必要がありますのでご注意ください。なお、この報告については、写しを事務局へ提出する必要はありません。

イ　検査の実施及び関係書類の保管

本助成金は、財源の一部に国の重点支援地方交付金を活用しています。助成金の検査を行う場合がありますので、助成金の交付を受けた年度が終了した後も５年間は、本助成事業に関する書類及び帳票類を全て保管してください。

なお、検査の結果、助成金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

ウ　取得財産の処分の制限

助成金により取得した単価 50 万円（税抜）以上の設備等の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められた期間内に、県の承認なく廃棄や売却などの処分をすることができません。処分しようとするときは、あらかじめ長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）財産処分承認申請書（様式第８号）を県に提出して、承認を得てください。承認後、耐用年数に満たない部分の償却期間における残存簿価に基づく助成金の一部、処分によって収入があったときにはその一部の納付を求めるこ

とがあります。承認には相当の時間がかかることがありますので、定められた期間内に処分が必要となったときには、可能な限り早く県へご相談ください。

7 お問合せ先

交付申請書類等の作成方法や申請方法やなど、本助成金に関するお問合せは、専用Web サイトのお問合せフォーム、電子メール又は電話にて、長野県中小企業 GX 推進事務局へお願いします。電話による場合は、土日祝日を除く、午前９時 30 分から午後５時 30 分までとします。

【助成金申請に関するお問合せ先】 長野県 GX 推進事務局（業務委託先：アデコ㈱） 専用 Web サイト　：　https://nagano-enecos.com/ 電子メール　：　ADE.JP.nagano-gx@jp.adecco.com 電話（直通）　：　050-5538-4051

本助成事業に関するお問合わせは、電子メール又は電話にて、次の県担当者へお願いします。電話による場合は、土日祝日を除く、午前９時から午後４時 30 分までとします。

【助成事業に関するお問合せ先】 長野県　産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係　担当者：齋藤 電子メール　：　chusho@pref.nagano.lg.jp 電話（直通）　：　026-235-7195

（要領様式第１号）

更新前設備処理誓約書

令和　　年（　　　年）　　月　　日

長野県知事　様

所　　在　　地
名　　　　　称
役職・代表者名

令和７年度補正予算長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）の交付申請に当たり、下記のとおり更新前の設備を撤去し、産業廃棄物として処理することを誓約します。

なお、後日、更新前の設備を適正に処理しなかったことが判明するなどして、交付決定が取り消されたとしても異議は申し立てません。

記

撤去する更新前の設備及び処理の方法

	更新前の設備①	更新前の設備②	更新前の設備③
設備区分 設備種別			
設備名			
メーカー名			
数量			
処理の方法	（記載例）産業廃棄物処理業者への委託		

※ 記載欄が不足する場合は記載欄を追加し記載してください。